

－ 介護予防支援 重要事項説明書

令和6年5月作成

1 白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所名称・所在地及びサービスを提供できる地域

名 称 白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所
所在地 米子市二本木538-1
(指定介護予防支援事業所 3170200244)
サービスを提供する地域 米子市内にお住まいの方

(2) 職員体制

資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	1名(兼務)		1名
主任介護支援専門員	2名	1名	3名
介護支援専門員	1名		1名
事務員	1名		1名

(3) 営業時間(窓口対応可能時間)

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

*上記以外の場合の緊急連絡電話番号 0859-21-7552

2 提供するサービスの内容

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し、適切な介護予防サービス・支援計画を作成し、かつ、介護予防サービスの提供が確保されるよう介護予防支援事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の適宜の提供を行います。

3 サービスの流れとその内容

ご契約いただいた利用者が在宅で円滑にサービスをご利用いただけるように、以下のような流れでサービスを提供いたします。

(1) 介護予防サービス・支援計画の作成

サービス計画書作成依頼受理

↓ 介護保険制度または介護予防支援についての説明、利用者の状況把握

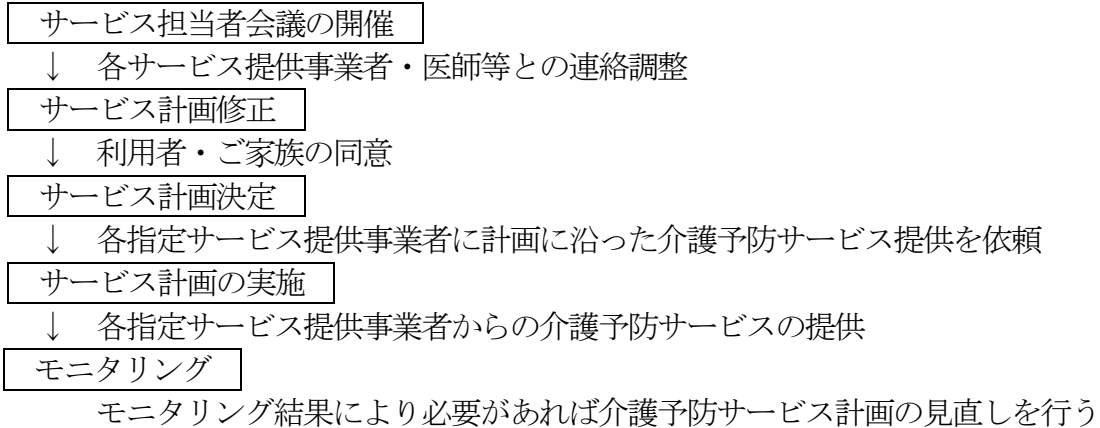
アセスメントの実施

↓ 利用者のニーズ把握、利用者やご家族の希望の確認

サービス計画原案作成

↓ 介護予防支援を利用するため予防給付の対象となるサービスのほか、各種の保

健医療サービスや地域のサービス利用も含めた介護予防サービス計画の原案を作成



※アセスメント方式は全国包括支援センター業務マニュアル及び介護予防ケアマネジメント研修テキスト等を使用いたします。

(2) 給付管理

介護保険でご利用いただいたサービスの給付管理票を、毎月、鳥取県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

4 料 金

要支援1及び2の認定を受けられた方は、サービス計画作成費は介護保険制度から全額支給されますので、自己負担はありません。

5 秘密保持等

(1) 事業所及びその従業員は、介護予防支援によるサービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を正当な理由が無い限り漏らしません。

(3) 事業所は、利用者に医療上等緊急の必要性がある場合等で正当な理由がある場合に医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報、またそれに付随する家族の情報を提供する場合があります。

(3) 事業所は、利用者に係るサービス担当国会議での利用等で正当な理由がある場合には、事前にご利用者又はご家族の同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を用います。

6 契約の終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書で申し出てください。いつでも解約できます。

(2) 次の場合は、自動的に契約は終了します。

(ア) 利用者が介護保険施設等へ入所した場合

(イ) 利用者が要介護認定を受けた場合

(ウ) 利用者が事業所のサービス提供範囲以外へ移転された場合

(エ) 利用者がお亡くなりになった場合

7 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、協力病院、救急隊、親族、サービス事業者等に連絡します。

8 サービス内容に関する相談・苦情担当

事業所の介護予防支援に関するご相談・苦情及びサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所

利用者相談・苦情担当 管理者 市田 みぎわ 電話 0 8 5 9 - 2 1 - 7 5 5 2

米子市役所

担当 長寿社会課 介護予防係 電話 0 8 5 9 - 2 3 - 5 1 3 2

令和 年 月 日

事業所は、利用者に対してサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 所在地 米子市二本木538-1

名 称 白鳥ケアサービス居宅介護支援事業所

説明者

私は、事業者からサービス内容及び重要事項について、説明を受け、了承しました。

利用者 住 所

氏 名

利用者の家族 住 所

氏 名